

産業廃棄物処理施設設置許可証

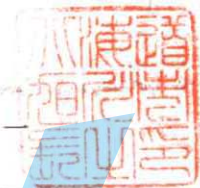
平成18年 5月18日

住 所 北海道旭川市住吉4条2丁目8番13号

氏 名 旭星クリーン株式会社
代表取締役 茂田 真徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物
処理施設であることを証する。

旭川市長 菅原 功



許可の年月日	平成18年 5月19日	許可番号	旭環対指令第180038号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	施行令第7条第7号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2 (木くずの破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず		
設置場所	北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目137番260		
処理能力	廃プラスチック類 59.45 t/日 (12時間) 木くず 45.87 t/日 (12時間)		4.95 t/時間 3.82 t/時間
許可の条件	*****		
規則第11条第8 項の規定による許 可証の提出の有無	有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		